

伊丹市空家等対策計画(第2次)改定案

概要版

都市活力部 都市整備室 建築指導課

※現計画(概要)を基本として、今回改定により新たに**追記・更新**した部分を**太字**とし、「**今回追記/更新**」と表示しております。

1. 空家等に関する対策に関する基本的な方針等

変更なし

空家等は私有財産であることに鑑み、所有者自らの責任において適正に管理する義務を負うとの基本原則に立ち対策を講ずるものとします。

2. 計画期間

変更なし

令和3年度(2021年度)から令和10年度(2028年度)までの8年間を計画期間とします。
令和6年度(2024年度)に中間検証を実施し、必要に応じて見直すこととします。

3. 空家等の調査に関する事項

変更なし

空家等の状況を把握するため、現地外観調査を行います。また、土地建物登記簿調査や固定資産税納税義務者調査、住民票・戸籍簿調査等により、所有者等の把握を行うこととします。

4. 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

空家等の発生抑制と管理不全の解消に向け、従来の取り組みに加え、課題に対応した以下の取り組みを行います。

① 所有者等と地域、行政との連携

- ・所有者等と地域、市が連携しながら、所有者に適切な管理を促します。
- ・連絡が取りやすい環境を整えるため、建物の所有者等とその近隣住民等との関係づくりを促進します。

② 所有者等の意識の涵養、理解の促進のための情報提供

- ・所有者等へ、セミナーの開催や広報伊丹、ホームページ等を活用して、周知を図ります。
- ・所有する建物の将来について具体的に検討できる「建物管理シート」を活用します。

③ 窓口体制の確立

- ・空家等に関する情報提供及び相談を行い、市民サービスの向上に努めます。

④ 各種団体によるサービスの情報収集

- ・公益社団法人やNPO法人等、各種団体によるサービスの情報収集を行います。

⑤ NPO法人等との連携

- ・NPO法人等と連携し、建物所有者等に対して空家等の発生予防及び権利関係の整理等につなげるための相談体制を整えます。

⑥ 財産管理制度の活用を検討(←今回追記)

- ・個々の事象に応じ、財産管理制度の活用について検討していくこととします。

5. 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

変更なし

- ・ホームページ、チラシ等を活用して、所有者等に空家等の活用に関する情報提供に努めるものとします。
- ・空家等の有効活用を支援することで、既存住宅の流通を促進します。

6. 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置等に関する事項(←今回追記)

- ・管理不全空家等及び特定空家等に対する措置は、空家等の管理状況、所有者等や周辺住民の事情、悪影響の範囲と程度、危険等の切迫性を考慮しつつ慎重に判断するものとします。

その他

変更なし

- ・窓口を一元化するとともに、多岐にわたる相談に関係部局間での連携を図り対応することとします。
- ・伊丹市空家等対策協議会を設置します。また、空家等の対策は多岐にわたることから、伊丹市空家等対策推進委員会を設置し、横断的な連携を図るものとします。
- ・当計画に定める対策を効率的かつ効果的に実施するための行政施策を検討し、実施していくものとします。

過去8年間の実績(←今回更新)

本市は平成28年3月に伊丹市空家等対策計画(第1次)を策定して以来、次の様な施策を実施してまいりました。

令和6(2024)年3月31日までの実績

施策等実施状況①		
啓発	所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項	
	セミナー	計 12回 延べ 130人
	個別相談会	計 11回 延べ 35組
	固定資産税納税通知の際における周知(平成29年度より)	
	伊丹市チラシ「空家等の適切な管理」 (庁内窓口に設置：平成27年8月25日～令和4年3月31日) (民生委員に配布：平成29年1月18日)	
	建物管理シート「お家のLife Plan」による啓発(令和3年度～)	
	NPO法人等との連携	

過去8年間の実績(←今回更新)

令和6(2024)年3月31日までの実績

施策等実施状況②							
特定空家等	所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項						
	特定空家等認定件数		合計	20件	内、	解決件数	16件
通報案件	特定空家等認定件数						
	通報件数		建物	合計 150件	内、	解決件数	126件
			草木	合計 277件	内、	解決件数	266件

過去8年間の実績(←今回更新)

令和6(2024)年3月31日までの実績

施策等実施状況③

その他

伊丹市空家等除却支援事業に関する事項

補助*の実施件数 合計 6件
(*特定空家等の内、住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)に基づく不良度判定において、評点が100点以上となる住宅の除却(その他要件有り)に対する補助)

伊丹市空き家活用支援事業に関する事項(令和3年度～)

補助*の実施件数 合計 5件
(*「市外から転入」または「自己所有でない住宅から転居」して、市内の対象空き家を購入し10年以上居住する人に、改修工事費用の一部を補助。)

所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

ふるさと寄付の項目(平成28年度～)
NTTタウンページへのチラシの折り込み(平成31年度)
空家等における雑草の草刈りに対する業務紹介